

北海道告示第10680号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第11号に掲げるさんま流し網漁業について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき機関を次のとおり定めた。

令和5年4月28日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき機関	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
さんま流し網漁業	えりも以東海域	毎年、7月8日から9月30日まで	239隻	10トン未満	① 北海道に住所を有する者 ② 棒受け網漁法の許可を有していない者 ③ 漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第14項に定める北太平洋さんま漁業の許可を有していない者（平成13年度にさんま大臣承認漁業の承認と本許可の両方を有していた実績者を除く。）	令和5年5月9日から 令和5年6月8日まで	1 許可の有効期間は、令和5年7月8日から令和8年7月7日までとする。 2 起業の認可の有効期間は、令和5年7月8日から令和6年7月7日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該漁業の起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 3 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する総合振興局又は振興局産業振興部水産課とする。 4 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 海中に敷設する網の長さ（仕立て上がりの状態における浮子網の長さ）は、1キロメートル以内、使用船舶に積載する網の長さは合計2キロメートル以内とし、網目の大きさは42ミリメートル以下としなければならない。 (2) さけ・ますが採捕されたときは、できる限り損傷しないように、速やかに海中に戻さなければならない。 (3) さんま船上選別機を設置してはならない。さんま船上選別機とは、以下のいずれかに該当する機器をいう。 ① 漁獲物を魚体の大きさ別に船上で選別する機能を有する機器 ② 漁獲物と海水を分離する機器であって、次に掲げる条件のいずれかに該当する機器 ア 漁獲物と海水を分離する機能を有する格子状の部分（以下「セパレーター」という。）が、ローラー等により可動可能な機能を有するもの。 イ セパレーターの隙間の間隔が8ミリメートルを超えるもの。 ウ セパレーターが機器本体と容易に脱着できる構造となっているもの。 (4) 北海道漁業調整規則第33条第1項に基づく別表第3に定める区域に立ち入ってはならない。 ただし、暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により立ち入る場合は、この限りではない。 この場合にあつては、あらかじめ〇〇総合振興局長又は〇〇振興局長に報告しなければならない。 (5) 知事が、漁業調整上操業に関し必要な事項を命じた場合は、これに従わなければならない。

○操業区域

えりも以東海域

えりも岬灯台正南の線と、次に掲げる点1から点7を順次に結んだ線及び点7から真方位160度の線との間の太平洋沖合海域

点1 納沙布岬灯台

点2 北緯43度23分27秒、東経145度50分15秒の点（納沙布岬灯台と貝殻島灯台とを結んだ線の中心点）

点3 北緯43度20分9秒、東経145度51分45秒の点

点4 北緯43度19分9秒、東経145度52分15秒の点

点5 北緯43度16分9秒、東経145度52分15秒の点

点6 北緯43度14分9秒、東経145度53分15秒の点

点7 北緯43度8分9秒、東経145度53分15秒の点